

徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業奨学金等交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高校生の国際化を推進し、異文化理解の促進、国際的視野の涵養を図ることにより、世界と徳島をつなぎ、本県の持続的発展を支えるグローバル人材を育成するため、徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業により派遣決定した留学生（以下「派遣留学生」という。）が行う海外留学に要する経費に対し、予算の範囲内において、奨学金・留学準備金（以下「奨学金等」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義及び受給資格)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業」とは、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構が実施する官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）拠点形成事業として採択され、官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）実施細則（令和4年独立行政法人日本学生支援機構細則第5号）及び「徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成協議会」が定める派遣留学生募集要項に基づき、派遣留学生の留学に必要な経費の一部を支援する事業をいう。

(2) 「家計基準内者」 独立行政法人日本学生支援機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を満たしている者をいう。

(3) 「家計基準外者」 独立行政法人日本学生支援機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を超えている者をいう。

2 奨学金等を受給できる派遣留学生は、次の各号を全て満たす者とする。

(1) 当該年度の徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業の派遣留学生として採用されていること。

(2) 在籍する学校（以下「在籍高校等」という。）が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可していること。

(対象経費及び交付金額)

第3条 第1条の対象経費及び交付金額は次のとおりとする。

(1) 留学準備金の対象経費は、事前・事後研修参加費、事前・事後オリエンテーション参加費、往復渡航費、査証取得、予防接種等、留学準備に係る費用とし、支給金額は別表第1のとおりとする。

(2) 奨学金の対象経費は、留学計画の実行に係る現地活動費及び授業料相当額とする。留学先国・地域及び支給基準額（月額）は別表第2及び別表第3のとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の申請書は、徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業奨学金

等交付申請書（様式第1号）によるものとし、奨学金等の交付を受けようとする者は、期日までに派遣留学生として採用されたことを示す通知書の写し、収支予算書（様式第2号）及びその他知事が必要と認める書類を添えて、在籍高校等の長（以下、「校長」という。）を通じて知事に提出しなければならない。

- 2 校長は、派遣留学生から前項に規定する申請があったときは、第2条第2項に規定する派遣留学生の受給資格の有無を審査の上、副申書（様式第3号）を添えて知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査して交付又は不交付を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により、校長を通じて派遣留学生に通知する。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に掲げる事項は、奨学金等の交付の決定の条件となる。

（交付申請の取下げ）

第6条 派遣留学生は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとする場合は、規則第7条第1項の規定により、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、その旨を記載した書面を、校長を通じて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、留学内容及び交付金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない程度の軽微な変更とする。

（変更申請手続）

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、変更交付申請書（様式第5号）を、校長を通じて知事に提出しなければならない。

- 2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を、校長を通じて知事に提出しなければならない。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第9条 知事は、規則第8条の規定により、天災地変その他奨学金等の交付の決定後生じた事情の変更により、徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業奨学金等事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業奨学金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する

ことができる。ただし、徳島の未来を拓くグローバルリーダー育成事業奨学金等事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 知事は、前項の措置をとった場合は、校長を通じて派遣留学生に通知するものとする。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、実績報告書(様式第6号)によるものとし、収支精算書(様式第7号)及びその他知事が必要と認める書類を、別に定める日までに、校長を通じて知事に提出しなければならない。

(奨学金等の額の確定)

第11条 知事は、規則第12条の規定による額の確定の通知を、交付額確定通知書(様式第8号)により、校長を通じて行うものとする。

- 2 前項の規定による額の確定は、第10条による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(奨学金等の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた派遣留学生は、奨学金等請求書(様式第9号)に当該通知書の写しを添えて知事に奨学金等の請求をしなければならない。

(奨学金等の支払)

第13条 知事は、前条の請求書等を受理した後に奨学金等を支払うものとする。

(奨学金等の概算払)

第14条 知事は、奨学金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、派遣留学生に対し、奨学金等の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 派遣留学生は、前項の規定による奨学金等の概算払を受けようとするときは、奨学金等請求書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 概算払いを受けようとする理由を記載した書面

(奨学金等の交付決定の取消等)

第15条 知事は、規則第14条の規定及び派遣留学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項に定める受給資格のいずれかを喪失した場合
- (2) 留学期間が14日に満たなくなった場合
- (3) 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- (4) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合、又は受入先機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合

- (5) 留学計画に大幅な変更が生じている場合。ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではない。
 - (6) この要綱の規定に違反したとき、又は各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
 - (7) 偽りその他不正な手段により、奨学金等の交付の決定又は奨学金等の交付を受けたとき
 - (8) その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合
- 2 校長は、派遣留学生が前項各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、規則第15条の3の規定により第1項の措置をとる場合は、その理由を示して、校長を通じて派遣留学生に通知するものとする。

(奨学金等の返還)

- 第16条 知事は、奨学金等の交付決定を取り消した場合において、既に奨学金等が交付されているときは、規則第15条の規定により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、返還の命令を、校長を通じて派遣留学生に通知する。
 - 3 派遣留学生は、返還が命じられた場合、知事が定める期限までに返還しなければならない。

(書類の保管等)

- 第17条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(補足)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、奨学金等の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）：留学準備金支給金額

留学先国・地域	支給金額
アジア地域	210,000 円
その他の地域	350,000 円

・「アジア地域」とは、「別紙：国・地域コード表」の国・地域コードが100番台の国・地域を指す。

・留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給する。

別表第2（第3条関係）：奨学金支給金額

留学先国・地域			支給基準額 (月額) (家計基準内者)	支給基準額 (月額) (家計基準外者)
奨学金	地域 区分1	北米、シンガポール、 欧州（別表第3に掲げ る除外国を除く）及び 中近東	160,000 円	60,000 円
	地域 区分2	大洋州、アジア（シン ガポールを除く）、中 南米、アフリカ及び別 表第3に掲げる除外国	120,000 円	

備考

- 1 奨学金は、派遣留学生の留学先国の地域区分及び家計基準に応じた支給基準額に、留学期間から算出する支給対象となる月（以下「支給対象月」という。）数に応じて支給する。支給対象月数は、留学期間の日数を31日で除した数（小数点以下切り上げ）とする。
- 2 複数の留学先国・地域がある留学計画書の奨学金月額は、留学期間（日数）が最も長い留学先国・地域の金額を適用する。複数の留学先国・地域で留学期間（日数）が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用する。

別表第3（第3条関係）：地域区分における除外国

地域	除外国
欧州	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア